

## 都市計画施設の区域変更について

### 1. 都市計画の変更に係る説明会を実施する理由？（法的根拠）

都市計画法第16条では、都道府県又は市町村は、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとする。」とされています。「都市計画法運用指針V・2・個別の都市計画決定手続きについて」において、公聴会は例示であり公聴会・説明会等の開催を求めています。

### 2. 丹南都市計画とは？

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を、都市計画法に基づき基本的には都道府県知事が指定します。簡単に言うと、まちづくりのためのいろいろな施設（道路、公園、下水道、ごみ焼却場など）を都市計画として実施するための器（場所）とお考え下さい。

福井県には、現在11の都市計画区域が指定されています。計画地の鯖江市西番町は、隣接の越前市の一部、越前町の一部及び鯖江市の一部から構成される丹南都市計画区域として指定されています。

そのため、都市計画を決定したり変更したりする場合の、名称の冠部分が「丹南都市計画」となっています。

今回、鯖江広域衛生施設が行う、新ごみ焼却施設等整備に伴う都市計画施設区域変更は、丹南都市計画ごみ焼却場の変更及び丹南都市計画汚物処理場の廃止（施設は平成5年3月に廃止済）となります。

### 3. 都市計画決定を必する必要があるの？

都市計画区域内では、必要に応じて道路や公園、ごみ焼却場などの施設は都市計画施設とし都市計画決定することができます。特に、ごみ焼却場を建設する場合は、建築基準法第51条の規定により原則、都市計画決定をする必要があります。

（参考）建築基準法第51条

都市計画区域内においては卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、・・・（以下省略）

#### 4. 今回変更する都市計画の概要

今回変更するのは、現在の丹南都市計画ごみ焼却場 第1号鯖江ごみ焼却場と丹南都市計画汚物処理場 第1号鯖江衛生処理場の二つの施設です。

都市計画として決める項目は、名称、位置、面積及び参考として処理能力、処理方法などです。計画区域は図面に表示されます。

以下に変更の概要を説明します。

##### (1) 都市計画ごみ焼却場の変更

##### 建設予定地の位置



新ごみ焼却場は、現在のごみ焼却場の区域を拡大追加して計画しています。

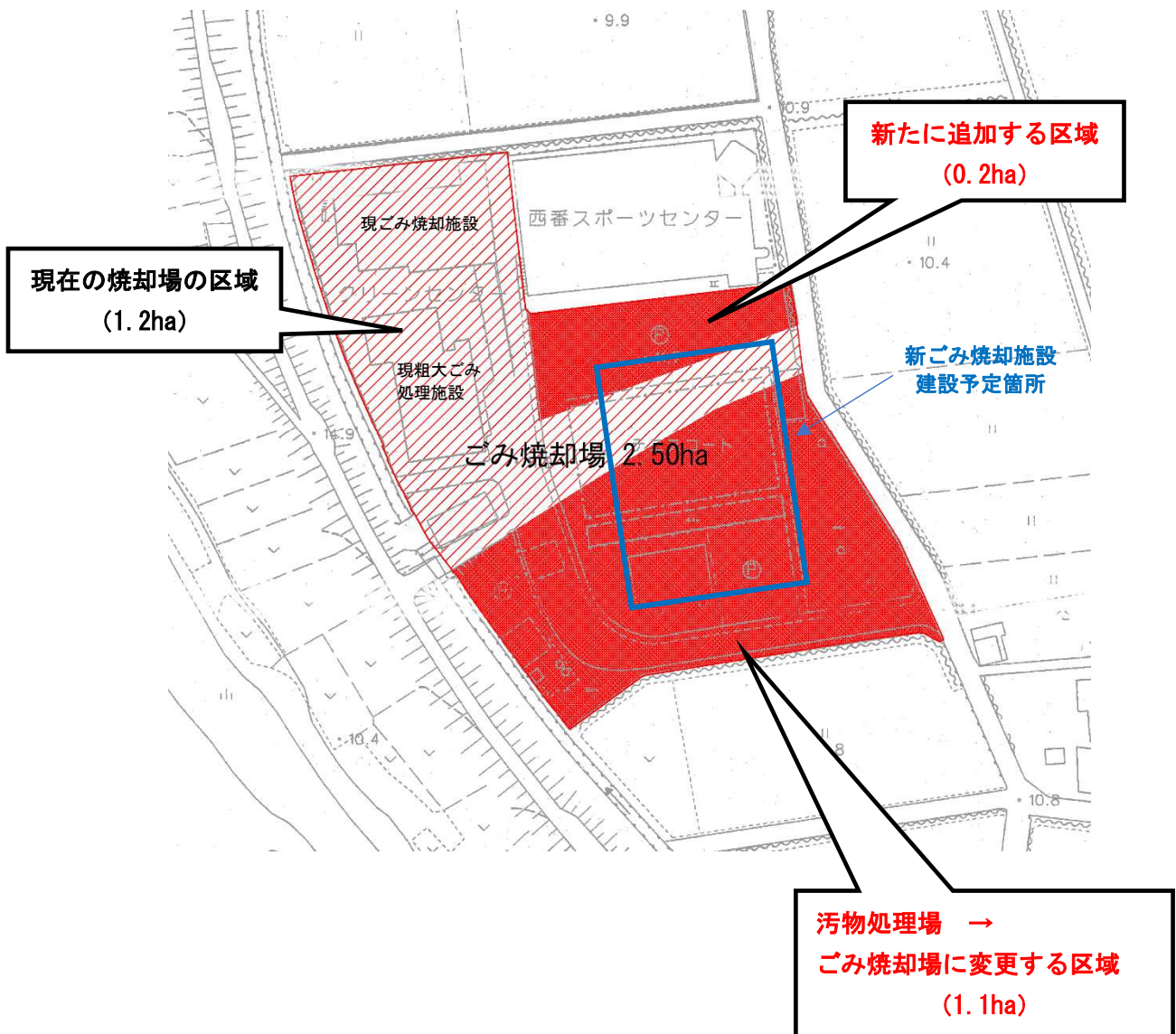
新ごみ焼却場の名称は、現在と同じ、「第1号鯖江ごみ焼却場」です。通称は鯖江クリーンセンターです。

新ごみ焼却場の位置は、現在の焼却場と同じ、鯖江市西番町第14字及び第15字です。

面積は現在の 1.2ha から拡大追加して約 2.5ha になります。

焼却能力は、98t/日（49t/24時間×2炉）で、炉の形式は流動床式焼却炉です。

図面で表すと以下のようになります。

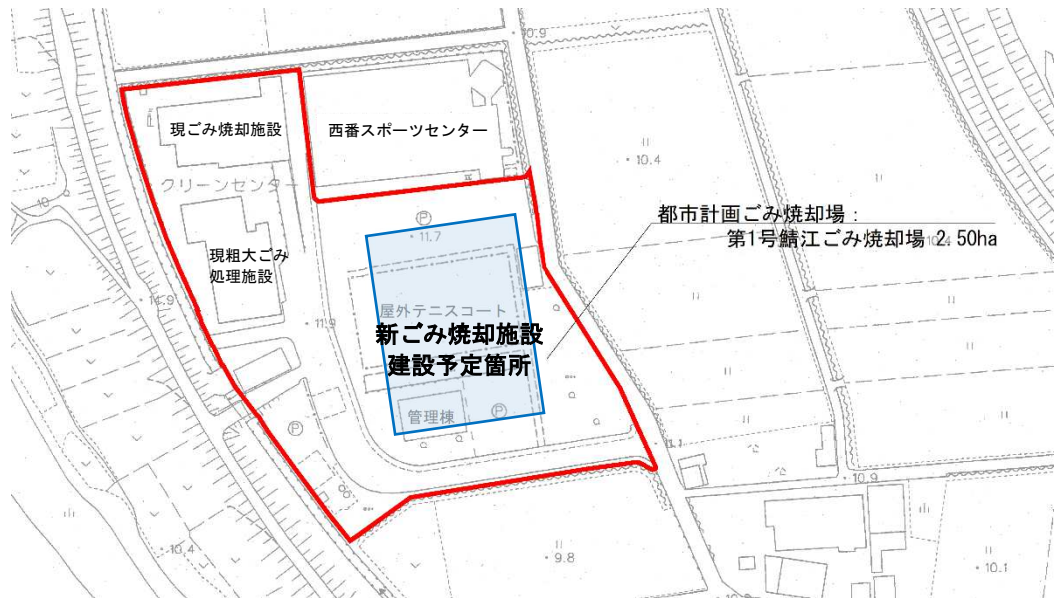


以上の結果、変更後の都市計画の記載は以下のようになります。計画図は次ページに表示しています。

新計画

名 称		位 置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	鯖江ごみ焼却場	鯖江市西番町第 1 4 字、1 5 字地 内	約 2.50ha	焼却能力 98t/日 (49t/24 時間×2 炉) 流動床式焼却炉 下水汚泥混焼

計画図





## (2) 都市計画汚物処理場の変更

今回変更する丹南都市計画汚物処理場 第1号鯖江衛生処理場は、平成5年3月に役目を終えて、施設は撤去されています。しかし、現在のごみ焼却場に隣接して都市計画が残っています。

先に説明しましたごみ焼却場の区域拡大に伴い本敷地を利用することから、汚物処理場の都市計画を廃止しようとするものです。

現在の都市計画の内容は、名称が第1号鯖江衛生処理場、位置は鯖江市西番町第15字11番地、面積は1.1haなどとなっています。計画図は以下に示すとおりです。

今回の変更で、これを廃止します。

廃止する第1号鯖江衛生処理場の計画図



## 5. 生活環境影響調査書の概要

新ごみ焼却施設等の整備にあたり、生活環境影響調査を実施しました。

「生活環境影響調査」とは、建設予定地やその周辺的生活環境の現況を把握し、新ごみ焼却施設等を設置した後の環境への影響を予測することにより、必要な公害防止対策等を検討するものです。

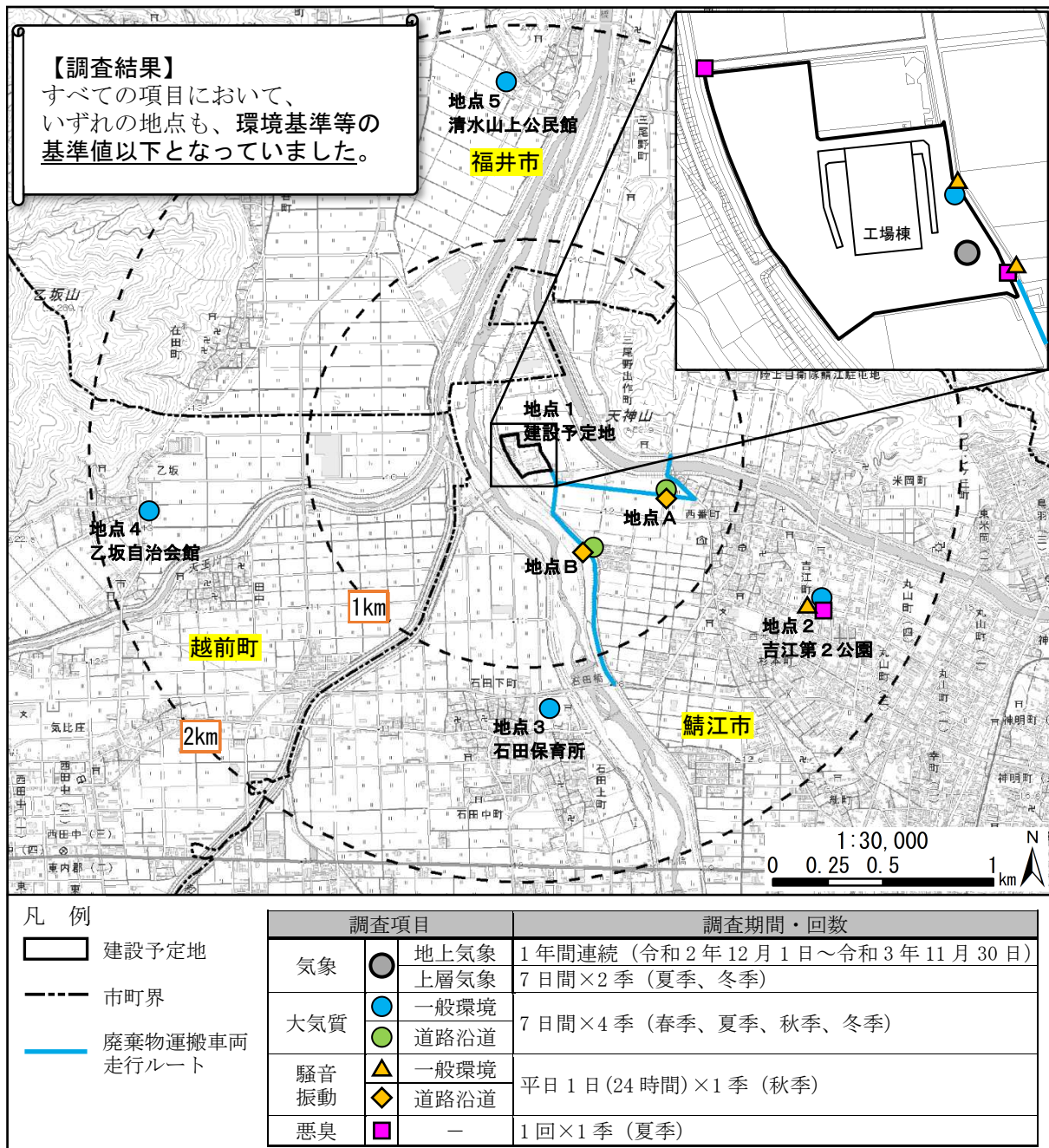
### (1) 選定項目

生活環境影響調査を実施した項目は、右表の○印のとおりです。

調査・予測事項	生活環境影響要因			
	煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気質	○			○
騒音・振動		○		○
悪臭	○		○	

### (2) 現地調査

生活環境の現況を把握するため、下図の地点において現地調査を実施しました。



### (3) 予測の結果

#### ● 大気質

煙突排ガスの  
排出

大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、水銀、ダイオキシン類、塩化水素）による影響の予測結果は、すべての項目において環境保全目標値以下となりました。

廃棄物運搬  
車両の走行

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果は、いずれも環境保全目標値以下となりました。

#### ● 騒音・振動

施設の稼働

騒音・振動の予測結果は、すべての地点でいずれの時間帯も環境保全目標値以下となりました。

廃棄物運搬  
車両の走行

騒音・振動の予測結果は、両地点ともに環境保全目標値以下となりました。

#### ● 悪臭

施設からの  
悪臭の漏洩

新ごみ焼却施設では、「プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設け、プラットホーム内の臭気の漏洩を防止する。」等といった悪臭防止対策を講じる計画です。

また、類似施設（現クリーンセンター）の調査結果は、いずれの地点もすべての項目で環境保全目標値以下となりました。

煙突排ガスの  
排出

アンモニア、臭気指数の予測結果は、いずれも環境保全目標値以下となりました。

### (4) 主な公害防止対策

予測・評価を行った項目について、主な公害防止対策は下表のとおりです。

項目	主な公害防止対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却処理により発生する煙突排ガスについては、関係法令による排出基準と同等又はさらに厳しい自主基準値を設定し、これを遵守する。</li> <li>廃棄物運搬車両等の走行においては、制限速度の遵守や急発進・急停止の防止等を指導する。</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音、低振動型の機器を選定するほか、必要に応じて防音構造の室内に収納し、内壁に吸音材の施工、防振処理を施した独立基礎を用いる。</li> <li>廃棄物運搬車両等は、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブを指導する。</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設け、プラットホーム内の臭気の漏洩を防止する。</li> <li>ごみ収集車の洗車場を設ける。</li> </ul>

### (5) 総合評価

- ✓各項目とも環境保全目標値の設定や公害防止対策を講じることにより、周辺環境への影響を可能な限り低減しているものと考えます。
- ✓予測の結果、各項目とも影響は小さいものと予測され、環境基準や規制基準等といった生活環境の保全上の目標（環境保全目標値）との整合性も図られているものと考えます。

## 6. 今後のスケジュール

鯖江市では、説明会後の都市計画の手続きのスケジュールは次のとおりを考えています。あくまで、予定ということをお含み下さい。

今後の予定ですが、この住民説明会がおわりましたら、福井県に事前協議を行います。その後、令和4年6月上旬に都市計画法に基づく縦覧を行い、関係者からの意見書の提出の機会を設けます。

鯖江市都市計画審議会に付議し、議決いただいた後、県に協議し、令和4年8月上旬頃に都市計画決定告示したいと考えています。